

鹿 児 島 県 公 報

平成30年7月3日（火）第3430号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 1
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
 - 公共測量の実施（監理課取扱い） 2
 - 道路の占用を制限する区域の指定（道路維持課取扱い） 2
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第721号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市水引町字宮脇5339番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第722号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
はらだ薬局平佐店	薩摩川内市平佐町3739-6	平成30年 6月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第723号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
加治木中央クリニック	始良市加治木町木田410-1	平成30年 7月1日	更生医療
青雲会病院	始良市西餅田3011番地	平成30年 7月1日	育成医療・更 生医療
川原クリニック	薩摩川内市向田本町18番11号	平成30年 7月1日	育成医療・更 生医療
鹿児島県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	平成30年 7月1日	更生医療

鹿児島県告示第724号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（谷山第二地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成30年7月5日から平成31年1月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市上福元町，下福元町及び西谷山二丁目の各地内

鹿児島県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、指定する区域を表示した図面は、平成30年7月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 道路の種類，路線名及び占用を制限する区域

道路 の 種類	路 線 名	占 用 を 制 限 す る 区 域
国道	58号	奄美市名瀬永田町10番11地先から大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江8番地先まで

- 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

- 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- 4 占有の制限の開始の期日
平成30年7月4日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第61号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年7月3日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PAミルキーバーN-W6	株式会社ニューギン	8P0176
ぱちんこ遊技機	PAミルキーバーN-W3	株式会社ニューギン	8P0180
ぱちんこ遊技機	PSサイボーグ009VSデビルマンN2-T	株式会社ニューギン	8P0184
ぱちんこ遊技機	PA喰霊-零- 葵上～あおいのうえ～FW設定付	株式会社藤商事	8P0189
ぱちんこ遊技機	PA FAIRY TAIL F W設定付	株式会社藤商事	8P0220